

議 事 録

第 14 回 定 例 総 会

令和3年9月9日

太田市農業委員会第14回定例総会議事録

開会日時 令和3年9月9日(木) 午後2時
閉会日時 令和3年9月9日(木) 午後2時40分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 1 小林 良孝 2 石原 康男 3 牛久保 榮治 4 永井 幸二
(16人) 6 長島 佳男 7 齋藤 森雄 8 中村 博正 9 佐野 順一
10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齋藤 道明 13 新井 整
14 山田 清作 15 飯塚 茂夫 16 片亀 昌子 18 清水 由紀江

欠席委員 5 木村 克巳 17 中島 沙織 19 青木 紀美子
(3人)

出席職員 大木次長 林次長補佐 高山次長補佐 大澤主任 青木主任
(7人) 松井主任 大崎主事

会議に付 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
した事項 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ
いて

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第14回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員16名、欠席の委員は3名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、9番 佐野順一委員 と 10番 新井章夫委員 の二人にお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の大崎主事を指名したいと思います。
議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 本議案書において訂正等はありません。以上でございます。よろしく申し上げます。

5 議事顛末

議長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあった
ので、審議を求めます。
提出件数は12件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数12件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 畑 3,245 m²、申請地を取得して、経営規模を拡大したい。

2番 沖之郷町の土地 畑 552 m²、申請地の隣に住んでおり、耕作しやすいため、農地を譲受けたい。

3番 八重笠町の土地 田 947 m²、営農型太陽光発電を実施するため、区分地上権を設定したい。

4番 西長岡町の土地 畑 1,154 m²、約10年前から申請地の除草や果樹栽培を手助けしてきていたが、譲渡人からの体力に自信がなく農業経営への意欲がないと相談を受け、申請地の買い取りを申し出た。

5番 強戸町の土地 畑 604 m²、自宅の近隣地である申請地を譲受け、農業に精進したい。

6番 世良田町の土地 畑 198 m²、所有農地に隣接しており、耕作しやすいため、申請地を譲受け、経営規模を拡大したい。

7番 世良田町の土地 畑 934 m²、農地を譲受け農業経営規模を拡大し、積極的に農業経営を行い一層農業に精進したい。

8番 新田市町の土地 畑 991 m² 外5筆 計11,506 m²、仕入れの牧草だけでは足りず、自家栽培を行うために農地を購入し規模拡大したい。

9番 新田下田中町の土地 畑 902 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

10番 新田下田中町の土地 畑 1,670 m²、申請地を借受け、経営規模を拡大したい。

11番 大原町の土地 畑 5,682 m²、農業経営拡大を図るために、譲受けたい。

12番 大原町の土地 畑 1,274 m²、申請地を借受け、経営規模を拡大したい。

1番、2番、4番から12番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ま

た、3番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書に該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

16番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

譲受人は、譲渡人である姉と妹が相続した申請地を譲受け、経営規模を拡大したいとの申請です。

現地確認では、農地性に問題なく、必要な農機具等も所有しており、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号2番と3番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、番号3番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。

なお、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものといたします。

- 1 番 委員 番号2番について、報告します。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、申請地の隣に住んでおり、耕作しやすいため、農地を譲り受けたい。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま、第2地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、番号4番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
なお、番号4番については、10番委員は議事に参与することができませんので、退室をお願いいたします。
(10番委員 退出)
- 議 長 それでは、報告願います。
- 2 番 委員 4番につきましては、譲渡人が管理がなかなかできないということで、今お話しがありました10番委員のほうに売買をいたしまして、農地のまま売買をするということでございます。これについて、地区協議会でも問題なく許可相当とすることで認可を得ましたので、再度、よろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま、第3地区協議会より番号4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたします。

10番委員は、入室をお願いいたします。

(10番委員 入室)

議長 続きまして、番号5番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番委員 5番につきまして報告します。

この土地につきましても、先ほどの4番と同様に、管理がなかなかできないということで、売買によって農地を保存するものでございますので、地区協議会において現地を確認しましたら、何ら差し支えありませんので、許可相当と認めました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号5番を許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、番号6番と7番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員 番号6番と7番について説明いたします。

当地区協議会で確認調査等に基づき調査した結果は、現地を確認したところ、農地のため特に問題なく、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、第4地区協議会より番号6番と7番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

- 委員 長 なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号6番と7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号6番と7番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きます、番号8番から10番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 7番委員 それでは、番号8番から10番まで一括して説明させていただきます。
番号8番から10番については、当第5地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果は、今回の申請はいずれも経営規模拡大のためであり、現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく問題ないものと判断し、農地法第3条第2号に該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議長 ただいま、第5地区協議会より番号8番から10番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 長 なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号8番から10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号8番から10番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続きます、番号11番と12番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 13番委員 それでは、11番、12番について申し上げます。
11番については、今回の申請は経営規模拡大ということで、土地の購入ということです。
それから、12番については、譲渡人が株式会社を立ち上げて、賃貸借使用という形です。譲渡人が会社のほうに貸すという形です。
周辺農地への支障はなく、農地法第3条第2項各号には該当しない

め、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。
再度審議のほど、よろしくお願いいいたします。以上です。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号11番と12番について報告があり
ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号11番と12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号11番と12番を許可とすることに決定
いたします。

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長
宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は6件です。

事務局より、提案をお願いいいたします。

事 務 局 提出件数6件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 525 m²、農地区分については、「宅地化に達して
いる区域に近接する農地の区域で概ね10ヘクタール未満にある農地」
の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同
様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。
農家住宅用地として敷地拡張するものです。

2番 強戸町の土地 192 m² 外1筆 計413 m²、農地区分につきま
しては、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地」
の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同
様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第
一種農地は、原則転用不許可となりますが、「農業用施設に供するもの」
については例外規定があり、問題ないと考えます。

農業用倉庫用地として転用するものです。

3番 武蔵島町の土地 525 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地とし
て転用するものです。

4番 新田上江田町の土地 1,245 m²の内749 m²、農地区分 第二種、
農家住宅用地として敷地拡張するものです。

5番 大原町の土地 59 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則

転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として敷地拡張するものです。

6番 大原町の土地 222 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として敷地拡張するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

16番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

申請人は、父から相続した農家住宅の一部が農地法の許可を受けていないことが判明したため、始末書を添付しての申請です。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

再度審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号2番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番委員 この土地につきましては、祖父の代から農地の上に農業用倉庫を造っていたということでございますので、今回、その是正をしたいということでございます。地区協議会で調査した結果、許可相当と決定いたしましたので、再度ご審議のほど、よろしく願います。以上です。

- 議 長 　　ただいま、第3地区協議会より番号2番について報告がありましたが、
ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 　　なし。
議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）
- 議 長 　　全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたしま
す。
- 議 長 　　続いて、番号3番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報
告願います。
- 15番委員 　　番号3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき
調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定
しました。
再度の審議、よろしく願いいたします。
- 議 長 　　ただいま、第4地区協議会より番号3番について報告がありましたが、
ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 　　なし。
議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）
- 議 長 　　全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたしま
す。
- 議 長 　　続いて、番号4番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報
告願います。
- 7番委員 　　番号4番について、第5地区から報告させていただきます。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申
請人は、申請地を農業用倉庫として使用しており、農地法の許可を受
けていないことが判明したため、始末書を添付し、是正するものであ
ります。また、現在、通路として使用しているところに孫が住宅を建築
するため、通路を新設するものです。周辺農地への支障はなく問題な

いため、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議をよろしく申し上げます。

- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号4番について報告がありましたが、
ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたしま
す。
- 議 長 続いて、番号5番と6番について、第6地区協議会の調査した意見結
果を報告願います。
- 18番委員 5番と6番について報告いたします。
第6地区協議会で調査した結果は、双方ともに始末書を添付して、敷
地拡張として是正するものです。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可
相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号5番と6番について報告がありま
したが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号5番と6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号5番と6番を許可とすることに決定い
たします。
- 議 長 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請が会長
宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は30件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

提出件数 30 件について、朗読し詳細に説明する。

1 番 由良町の土地 343 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね 10 ヘクタール未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2 番 上小林町の土地 443 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3 番 上小林町の土地 518 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4 番 東金井町の土地 12 m² 外 4 筆 計 2,815.72 m²、農地区分 第二種、露天資材置場及び駐車場用地として転用するものです。

5 番 東長岡町の土地 404 m²、農地区分 第二種、露天駐輪場用地として転用するものです。

6 番 龍舞町の土地 415 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7 番 龍舞町の土地 488 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8 番 下小林町の土地 400 m² 外 1 筆 計 406.76 m²、第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9 番 八重笠町の土地 947 m²の内 0.21 m²、農地区分につきましては、「概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「一時的に供されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

10 番 丸山町の土地 999 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地・露天駐車場用地として転用するものです。

11 番 原宿町の土地 449.38 m² 外 1 筆 計 899.17 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

12 番 成塚町の土地 97 m²、農地区分は「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、東武桐生線治良門橋駅から概ね 500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されま

す。

一般住宅用地として転用するものです。

13番 成塚町の土地 250 m² 外1筆 計297 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には東武桐生線治良門橋駅から300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

14番 尾島町の土地 51 m² 外1筆 計251 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 大館町の土地 439 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

16番 出塚町の土地 386 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

17番 新田村田町の土地 433 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

18番 新田小金井町の土地 147 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

19番 新田反町町の土地 310 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

20番 新田上江田町の土地 499 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

21番 新田下田中町の土地 264 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

22番 新田嘉祢町の土地 2,078 m²、農地区分 第二種、露天駐車場・露天資材置場用地として転用するものです。

23番 新田金井町の土地 500 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

24番 藪塚町の土地 500 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

25番 藪塚町の土地 1,949 m²、農地区分 第二種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

26番 藪塚町の土地 496 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

27番 藪塚町の土地 536 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

28番 藪塚町の土地 244 m² 外1筆 計496 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

29番 大原町の土地 11 m² 外1筆 計35 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として敷地拡張するものです。

30番 大原町の土地 365 m² 外1筆 計541 m²、農地区分 第二種、建売分譲住宅用地・通路用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

12番委員 農地法第5条、番号1番について、当地区協議会にて許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。
譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得して自己の住宅を建築したいとの申請です。現地を確認したところ、住宅地であり、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

す。

議長 続いて、番号2番から11番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号9番につきましては、議案第1号番号3番の農地法第3条の区分地上権について、併せて報告願います。

3番委員 2番と3番について説明させていただきます。
借家に住んでおり、資金の都合もついたため申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということでございます。2番と3番は同じ譲渡人でございます。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

再度審議のほど、よろしく願いいたします。

14番委員 続きまして、4番と5番を報告させていただきます。

4番は、耕作放棄地なんですけれども、建設業者が資材置場として利用したいということです。周りがほとんど住宅なので、農業に影響はないので、許可相当と意見決定しました。

5番は、学校経営者が駐輪場として利用するものです。ここも耕作放棄地で、周りは農地が少ないので、許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いします。

1番委員 続きまして、6番から9番まで報告します。

まず、6番から8番については、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、一般住宅用地の申請です。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、番号9番は、営農型太陽光発電設備用地として、一時転用の更新です。農地の営農報告書も毎年提出されており、現地を確認したところ、ミョウガが作付されております。今後も営農が適切に継続できると認められたことから、許可相当と意見決定しました。

また、議案第1号3号の区分地上権の設定については、今回の営農型太陽光発電設備が許可されたことに伴う設定のため、併せて許可相当と意見決定いたしました。

6番委員 10番をご説明します。

これは高台にあります農地です。それを露天資材置場、あるいは露天駐車場にするというものです。下の農地に対するクレームが出ないように、建設に当たっては配慮していただけるということでもあります。関係各条に照らして特段問題はないと思います。

再度審議をお願いいたします。以上です。

4番 委員

11番を説明いたします。

転用目的は、露天資材置場の用地として、売買であります。周辺状況は、東と西側が道路に接しまして、周囲は宅地となっており、営農条件に支障はございません。許可基準から見た判断、全て問題はございませんので、地区協議会では許可相当として決定いたしました。

なお、特記事項として、周囲が住宅でありますので、資材置場を利用するに当たって、迷惑をかけないように注意するように記してあります。よろしくご審議のほど、お願いします。以上です。

議 長
委 員
議 長

ただいま、第2地区協議会より番号2番から11番及び議案第1号3番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番から11番及び議案第1号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号2番から11番及び議案第1号3番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号12番と13番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番 委員

12番、13番について説明します。

地区協議会で行いました結果でございますが、双方ともに集落内の農地で、他の農地への影響はございません。そこで売買ということでございますので、問題なく成立をするという結論に至りましたので、再度ご審議のほど、よろしくお願いします。以上です。

議 長
委 員
議 長

ただいま、第3地区協議会より番号12番と13番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号12番と13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号12番と13番を許可とすることに決定

いたします。

議 長 続いて、番号 14 番から 16 番について、第 4 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15 番委員 14、15、16 番について説明いたします。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。
再度審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第 4 地区協議会より番号 14 番から 16 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 14 番から 16 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 14 番から 16 番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号 17 番から 23 番について、第 5 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7 番委員 17 番から 23 番について説明いたします。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、現地確認をしたところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定をいたしました。
再度ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま、第 5 地区協議会より番号 17 番から 23 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 17 番から 23 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 17 番から 23 番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号 24 番から 30 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 1 番委員 番号 24 番から 26 番について報告いたします。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、番号 24 番は、申請地を父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。
また、番号 25 番は、譲受人は、不動産業及び建設業を営んでおられまして、申請地を取得して建売分譲住宅を 6 軒建築するものです。
続きまして、番号 26 番は、申請地を母より借り受け、自己の住宅を建築するものです。

番号 24 番から 26 番、ともに周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

1 3 番委員 続きまして、第 3 号、27 番、28 番について申し上げます。
27 番については、譲受人は借家に住んでおり、都合により申請地を取得、使用貸借、親から子ということです。そして、自己の住宅を建築するものです。

28 番については、やはり譲受人は借家に住んでいて、申請地を購入し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。以上です。

1 8 番委員 29 番、30 番について報告いたします。
チェックリストに基づき調査した結果、29 番は敷地拡張のため贈与をするものです。

30 番は、分譲住宅用地として売買するものです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 ただいま、第 6 地区協議会より番号 24 番から 30 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 24 番から 30 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 24 番から 30 番を許可とすることに決定いたします。

議 長 以上で審議は終了しましたが、次の報告第 1 号は先月農業会議に意見聴取した 8 月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規程第 3 条によるものでございます。
太田市農業委員会会長専決規程第 2 条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。

議 長 続いて、報告第 2 号から第 5 号について、事務局よりお願いいたします。

事 務 局 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について、5 件提出されております。
内訳につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、22 件提出されております。
内訳につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、提出件数は 12 件となっております。
内容につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は 12 件となっております。
内容につきましては記載のとおりです。
以上、報告させていただきます。

議 員 報告第 2 号から第 5 号につきまして、ご質問等ございますか。
委 員 なし。
議 長 質問等もないようですので、以上で第 14 回定例総会を終了いたします。
長時間にわたりご協力をいただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和 3 年 9 月 9 日 (木) 午後 2 時 40 分